

北星学園大学 教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程(抜粋)

〔教授〕

第3条 大学の教授の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

- 1 博士の学位を有し、大学において10年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者
- 2 大学において4年以上准教授として在職した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者
- 3 大学において通算7年以上専任講師及び准教授として在職した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者
- 4 学士の学位を取得してから大学において13年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者
- 5 学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において15年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者
- 6 専攻分野において、特にすぐれた知識及び経験を有し、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

〔准教授〕

第4条 大学の准教授の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

- 1 博士の学位を有し、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者
- 2 大学において2年以上専任講師として在職した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者
- 3 大学において通算6年以上助教及び専任講師として在職した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者
- 4 学士の学位を取得してから大学において9年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者
- 5 学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において10年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者
- 6 専攻分野において、すぐれた知識及び経験を有し、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

〔専任講師〕

第5条 大学の専任講師の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

- 1 博士の学位を有し、教育研究上の業績及び能力があると認められる者
- 2 大学院博士課程所定の必要単位を修得し、教育研究上の業績及び能力があると認められる者
- 3 修士の学位又は専門職学位を有し、更に大学において3年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者
- 4 学士の学位を取得してから大学において6年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者
- 5 学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において7年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者
- 6 専攻分野において、すぐれた知識及び経験を有し、教育研究上の業績及び能力があると認められる者